

資本制度の見直しに関するQ&Aについて

平成23年11月30日

このQ&Aは、平成23年10月13日に開催された地方公営企業会計制度の見直しに関する説明会における質疑及び同日付け事務連絡「地方公営企業会計基準の見直しに係る財務諸表の試算のためのファイルの配付及び意見の募集について」により提出された意見に基づき作成したものである。

[凡例]

- ・法…改正後地方公営企業法
- ・旧法…改正前地方公営企業法
- ・令…改正後地方公営企業法施行令
- ・旧令…改正前地方公営企業法施行令

<利益の処分>

問 法定積立金（減債積立金、利益積立金）の積立義務に係る規定（旧法 § 32 ①）が廃止されたが、利益が生じても必ずしも積み立てなくてもよいということか。

（答）

お見込みのとおり

<資本剰余金の処分>

問 資本剰余金の処分の可能性があるものについてご教示いただきたい。

（答）

資本剰余金に整理されている再評価積立金、受贈財産評価額、補助金等について、条例又は議会の議決により処分できるものである。

ただし、資本剰余金に整理すべき資金（資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件をいう。）をもって取得した固定資産で、みなし償却により減価償却を行わなかった部分に相当する額の資本剰余金については、当該固定資産の除却等とは無関係に取り崩したり、欠損補填に使用したりすることは、適正な処理とはいえない。

問 資本剰余金の源泉別の積立てに係る規定（旧法 § 32⑤）が廃止されたが、従来どおり源泉別に積立てを行う必要があるか。

（答）

法 § 20②の規定により、今後も資本剰余金はその発生の事実に基づき、適当な区分に従って整理されるべきものである。

なお、改めて従前の規定を条例化することは不要である。

くみなし償却を行っていた資産の譲渡・撤去等により損失が発生した場合の損失に対する資本剰余金の直接補填>

問 直接補填を行う場合の会計処理方法、剰余金計算書及び剰余金処分計算書の記載例をご教示いただきたい。

(答)

別紙のとおり

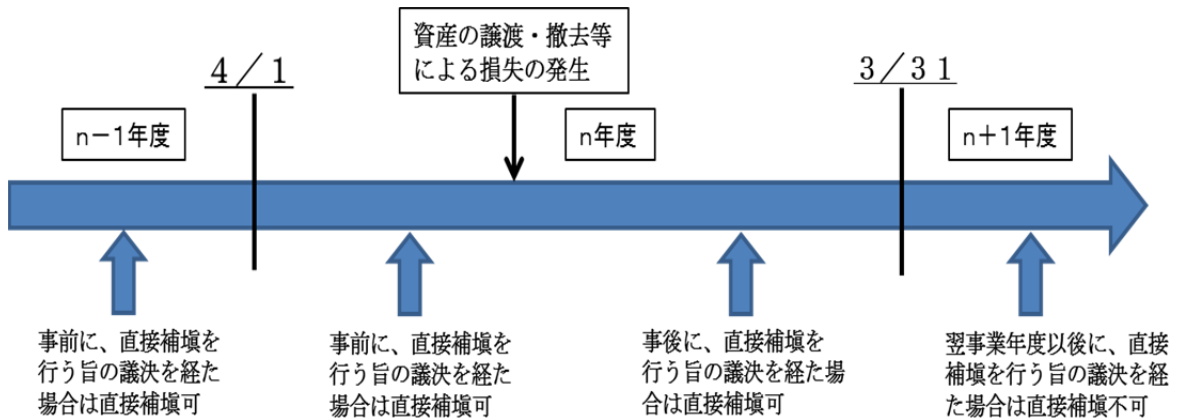
問 議会の議決をもって直接補填を行うことは可能か。

(答)

可能である。ただし、損失が発生した事業年度の翌事業年度以降において、損失が発生した事業年度の損益計算に遡って直接補填することはできないことから、以下の図のとおり、損失が生じた事業年度以前において議会の議決を経る必要がある。

また、予算議会において、予算議案とは別議案として直接補填を実施する旨の議案を提出し、議決を経たうえで直接補填を行うことは可能である。

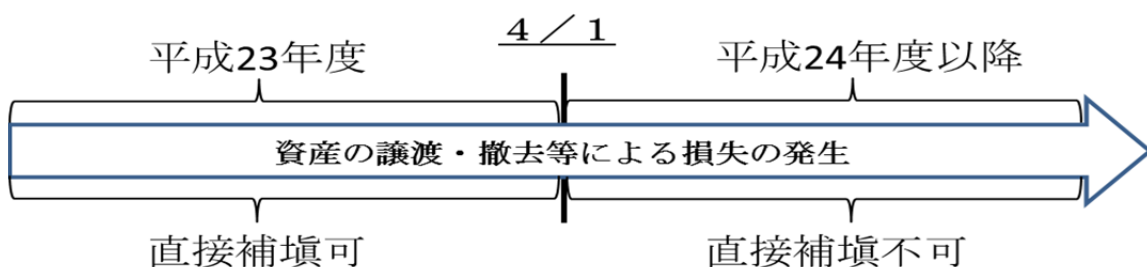
なお、議会の議決を経るにあたっては、当該譲渡・撤去を行う資産について明確にする必要がある。



問 条例又は議会の議決による対応を行わない場合、いつの時点から直接補填を行うことができなくなるか。

(答)

資本制度の見直しに係る関係法令は、平成24年4月1日から施行されることから、平成24年4月1日以降は根拠規定がなくなるため、直接補填はできなくなる。



問 みなし償却を行っていない資産についても、直接補填を行う旨の条例を規定することにより、直接補填が可能になるか。

(答)

直接補填については、みなし償却を行う資産についての特例の規定であることから、みなし償却を行っていない資産についての直接補填はできない。

<資本金の額の減少>

問 企業債の償還に伴う借入資本金の額の減少については、議会の議決を経る必要があるか。

(答)

借入資本金は実体的には負債であり、その償還に伴い当然に資本金の額が減少するため、償還に伴う資本金の額の減少に係る議決は不要である。

<欠損の処理>

問 欠損金の繰越しに係る規定（旧法 § 32 の 2）が廃止されたが、従来どおり欠損金を繰り越す場合、従前の規定を条例化する必要はあるか。

(答)

最終的に欠損が生じた場合、繰り越すことは当然の処理であることから、条例への規定は不要である。

<条例又は議会の議決について>

問 決算認定の際に、資本剰余金の処分及び資本金の額の減少についても議決を受けられることができるか。

(答)

行政実例（昭和 34 年 10 月 15 日自丁企発第 11 号）において、「決算の認定としての議決を利益の処分の議決とみなすことはできないが、便宜上、法第 30 条の規定に基づいて作成する剰余金処分計算書をもって、決算の認定の議決とあわせて利益の処分の議決を受けることはさしつかえない」とされているところである。

議会の議決による資本剰余金の処分及び資本金の額の減少についても同様の取扱いをする事はさしつかえない。

ただし、いずれの場合も剰余金の処分等が議会の議決の対象であることを明確にしたうえで、議決を経る必要がある。

なお、決算の認定及び剰余金の処分等の議案を一議案として提出し、同時に議決を受けることは可能であるが、決算の認定の議決のみをもって剰余金の処分等の議決が行われたものとみなすことはできないものであることにご留意いただきたい。

問 行政実例（昭和 34 年 10 月 15 日自丁企発第 11 号）において、「利益の処分
に関し決算の認定の議決とあわせて利益の処分の議決を受けることはさしつ
かえない」とされているが、その場合以下の内容についてご教示いただきた
い。

- ①議案番号を同一とし、件名は「〇〇市〇〇事業会計決算の認定について」
又は、「〇〇市〇〇事業会計利益の処分及び決算の認定について」とすべ
きか。
- ②会議録の議決結果の記載は、「認定」又は「原案可決及び認定」とすべ
きか。

（答）

議案として、議会の議決の対象であることを明確にすべきであることから、
①については、「〇〇市〇〇事業会計利益の処分及び決算の認定について」、②
については、「原案可決及び認定」とすることが望ましい。

<その他>

問 剰余金処分に関する条例を制定する際に、パブリックコメントを実施する
必要はあるか。

（答）

各地方公共団体の意見公募手続き等に関する条例によるものであることから、
各地方公共団体にてご判断いただきたい。

問 旧法 § 32 における積立金への積立の 1/20 の根拠は何か。

（答）

旧商法の規定に基づき取り入れられたものと推察される。

<監査委員の定数について>

問 企業団の監査委員の定数に係る規定（旧法 § 39 の 2⑤）が廃止されたが、
この規定の改正の趣旨は何か。

（答）

今回の改正は、企業団の自主性、自立性を拡大する趣旨から、定数に係る規
定を削除したものであり、定数については各企業団の判断に委ねられるもの
である。